

相続登記の申請に必要な書類

〒604-8145

京都市中京区東洞院通錦小路上る

元竹田町631番地3

エステートビル四条烏丸5F

ナカジマ司法書士事務所

 075-585-2804

1. 被相続人（＝お亡くなりになった方）の出生から死亡までの戸籍謄本、
改製原戸籍謄本、除籍謄本
2. 被相続人の住民票除票（**本籍地の記載あり**）
3. 相続人全員の現在戸籍謄本（重複するものは1通で可）
4. 相続人の住民票（**本籍地の記載あり**）または戸籍の附票

5. 相続人全員の印鑑証明書（後日作成する遺産分割協議書に添付します）

6. 不動産の登記事項証明書
7. 固定資産税の課税明細書（毎年の納付書に同封されています。できれば最新のもの）
8. 物件の登記済権利証
（被相続人の不動産の相続物件確定及び相続漏れを防ぐため、できればご持参下さい。）
9. ご依頼者のご実印、公的身分証明書（運転免許証、マイナンバーカード）

上記1～4、6～7の書類につきましては、対象者の氏名・本籍地・生年月日等をお知らせ頂きましたら、当職で代理取得が可能です。